

大分県農林水産部「現場環境改善 取扱要領」(案)

1 趣旨

建設産業は、若手技術者の入職率が低く、離職率が高くなっていることから、将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、建設現場においては、周辺住民の工事への理解、協力を得ながら進める必要があることから、建設産業の魅力発信や労働環境の改善、地域との連携等が求められている。

そのため大分県では、周辺住民の生活環境への配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を図るため、施工現場における現場環境改善の取扱いを定め、運用する。

2 対象工事

対象工事は、大分県農林水産部（各振興局（事業事務所）を含む）が発注する「屋外作業が主たる工事」とする。ただし、以下の工事は除く。

- ① 災害復旧工事
- ② 営繕工事

また、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

なお、対象工事は、特記仕様書に現場環境改善に取り組む対象工事であることを明示する。

3 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出時に「現場環境改善」実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定し、書面にて監督員に報告する。

(2) 実施内容の提出

(2) - 1 森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いを適用する工事の場合

現場環境改善を実施する場合、受注者は、森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いに記載されている「森林整備保全事業における現場環境改善費の積算」の表5-2の内容のうち、各計上費目ごとに1内容ずつ（ただし、いずれかの費目のみ2内容）の合計5つの内容について、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

なお、現場の状況等により、実施内容がこれによりがたい場合には、受発注者協議により計上費目を1減じ、3計上費目に変更することも可能とするが、この場合においても5つの内容について実施することとする。

また、現場環境改善として熱中症対策・防寒対策を実施する場合も同様に、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

(2) - 2 農業農村整備関係工事の場合

現場環境改善を実施する場合、受注者は、別紙1「農業農村整備関係工事における現場環境改善費の積算要領」の別表の内容のうち、各計上費目ごとに1内容ずつ（ただし、いずれかの費目のみ2内容）の合計5つの内容について、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

なお、現場の状況等により、実施内容がこれによりがたい場合には、受発注者協議により計上費目を1減じ、3計上費目に変更することも可能とするが、この場合においても5つの内容について実施することとする。

また、現場環境改善として熱中症対策・防寒対策を実施する場合も同様に、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

(2) - 3 漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事の場合

現場環境改善を実施する場合、受注者は、漁港漁場関係工事積算基準（公益社団法人 全国漁港漁場協会）に記載されている「現場環境改善費の構成」の内容について、施行計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

(3) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施状況について、実施の都度、書面にて監督員に報告する。

(4) 変更協議

施工計画書に記載した実施内容について、その実施が困難となり内容を変更する場合は、「(2)実施内容の提出」に基づき、受注者は、書面にて変更案を提出し、監督員の承諾を得る。

(5) 費用の計上

「(3) 実施報告」により施工計画書に記載された全ての実施内容の履行が確認できた場合は、設計変更にて経費の計上を行う。

(5) - 1 森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いを適用する工事の場合

現場環境改善費の積算については、森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いに記載されている「森林整備保全事業における現場環境改善費の積算」に基づき行う。

なお、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

(5) - 2 農業農村整備関係工事の場合

現場環境改善費の積算については、別紙1「農業農村整備関係工事における現場環境改善費の積算要領」の積算方法に基づき行う。

なお、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

(5) - 3 漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事の場合

現場環境改善費の積算については、漁港漁場関係工事積算基準（公益社団法人 全国漁港漁場協会）に記載されている現場環境改善費の「積算の方法」に基づき行う。

(6) 現場環境改善の中止

現場状況の変化等により現場環境改善の実施が困難となった場合、受注者は、速やかに書面にて監督員に報告しなければならない。

(7) 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。

なお、現場環境改善の実施が困難となった場合、それを理由とした工事成績評定の減点は行わない。

4 その他

受注者より提出された実施報告は、今後、事例集等に使用することがある。